

## エー・アンド・デイ医療健康機器用通信仕様書及び関連技術情報利用許諾

本規約は、株式会社エー・アンド・デイ（以下「当社」といいます。）が公開する、「医療・健康機器用通信仕様書及び関連技術情報」（以下「SDK」といいます。）のご利用に関する条件を定めるものです。対象 SDK のご利用を希望される方（以下、「利用者」といいます。）は、以下に設定されている「同意する」ボタンをクリック頂くことにより、対象 SDK をご利用して頂きますようお願い致します。尚、かかるクリックを頂いた場合には、本規約の条件に利用者が同意されたものとみなし、これを内容とした契約（以下「本契約」といいます。）が当社と利用者との間で成立したものとみなします。

第1条（定義）本規約における用語の定義は次のとおりとします。

- (1) 「SDK」とは、当社が提供する医療・健康機器用通信仕様書、サンプルアプリケーション及びそのソースコードを含む関連技術情報をいいます。
- (2) 「使用目的」とは、「SDK」を利用し、弊社通信機能を有する機器と通信するアプリケーションの開発を行うことをいいます。

第2条（総則）対象 SDK は、日本国内外の著作権法並びに著作権者の権利及びこれに隣接する権利に関する諸条約その他知的財産権に関する法律によって保護されています。対象 SDK に関する当該知的財産権は、当社に帰属するものとします。

### 第3条（使用权）

当社は、利用者に対して、利用者が対象 SDK を使用目的のために本ウェブサイトから複製することができる非独占的な権利を無償にて利用者に許諾します。

利用者は、対象 SDK のサンプルアプリケーションのソースコード(以下「ソースコード」といいます)を除く、全部又は一部を、さらに複製したり、これに対する修正、追加等の改変をすることはできません。また、対象 SDK 及びその複製物を、第三者に頒布したり、ウェブサイトにアップロードするなどして第三者が取得可能な状態にしないものとします。

利用者は、ソースコード利用権に基づき、本ソースコードを複製または翻案して本ソースコードを用いた新たなプログラム（以下「本プログラム」といいます）を作成し、当該本プログラムを第三者に公開し、配布（以下「公開等」といいます）することができるものとします。利用者が有する本ソースコードに関する利用権は、本利用規約に明示するものに限られるものとします。また、当該利用権は、利用者に専属的に帰属するものとし、利用権の全部または一部を第三者に譲渡、移転したり、利用者が本ソースコードを第三者に公開することはできません。

当社は、サンプルアプリケーション及びそのソースコードに関するコンサルティング、技術サポート等のあらゆる義務も追いません。

#### 第4条（責任の範囲）

当社は、利用者が対象 SDK を利用することにより利用者又は第三者に生じた損害に関していかなる責任も負わないものとします。

対象 SDK は現状有姿の状態を提供されるものとし、有用性、正確性、第三者の権利の非侵害を初めとして、如何なる表明、保証も伴わないものとします。

利用者は、使用目的の遂行にあたっては、別途当社から関連する知的財産権の実施の許諾を受ける必要があることを、確認するものとします。

本契約で明示的に定める場合を除き、本契約に基づき、当社の特許を初めとする如何なる知的財産権の実施、使用が利用者に許諾されるものではありません。

#### 第5条（契約の終了・解約）

当社は、利用者が本契約に定める条項に違反した場合、直ちに本契約を解約することができるものとします。

前項の規定により本契約が終了した場合、利用者は契約の終了した日から2週間以内に対象 SDK の全てを廃棄するものとします。また、利用者はただちに本ソースコードおよび本プログラムの利用を停止するものとします。なお、かかる利用停止により利用者（本プログラムを利用している第三者を含みます。）が何らかの損失を被ったとしても、当社は一切責任を負いません。

#### 第6条（その他）

本契約は、日本国法に準拠するものとします。本契約に関する一切の紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

利用者は、対象 SDK を日本国外に持ち出して使用する場合、適用ある輸出管理規制、法律、命令に従うものとします。

本契約の一部条項が法律によって無効となった場合でも、当該条項以外は有効に存続するものとします。

本契約に定めなき事項又は本契約の解釈に疑義が生じた場合は、利用者及び当社は誠意をもって協議し、解決するものとします。